

青梅市総合長期計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定にもとづき、青梅市長（以下「市長」という。）の付属機関として、青梅市総合長期計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、青梅市総合長期計画の基本構想および基本計画に関する事項について調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員16人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 8人以内
- (2) 民間団体の代表者 4人以内
- (3) 市民 4人以内

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員は、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 前条第1項の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項の調査審議期間とする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、市長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員および議事に關係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員および議事に關係のある臨時委員の過

半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画調整担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。